

令和6年度第1回北九州市いじめ問題専門委員会 会議録（要旨）

【日 時】

令和6年11月20日 10:00～11:30

【場 所】

小倉北区役所東棟6階教育委員会会議室

【出席者】

委 員：今村浩司、上野直生、藤井身依、山下博徳、吉田麻衣
（順不同・敬称略）

事務局：教育次長、教育相談・特別支援教育担当部長、生徒指導課長
学校支援担当課長、学校支援担当課長、ほか6名

【議 題、議事の概要】

- (1) 教育次長挨拶
- (2) 委員紹介・事務局紹介 ※ 今任期中開催のため
- (3) 議題
 - ア 委員長・副委員長の互選について
 - イ 北九州市のいじめに関する取組について
 - ウ いじめ重大事態の対応状況について（非公開）

【主な質疑応答、意見等】

議題（ア）議長・副議長の互選について

委員による互選の結果、委員長に上野直生委員、副委員長に今村浩司委員が選出された。

議題（イ）北九州市のいじめに関する取組について

事務局：（北九州市のいじめに関する取組について説明）

委 員：北九州市のいじめ認知が少なくなっているが、問題は重大事態の件数がどうなっているか。全国的にどうなのか。

事務局：重大事態の件数は、令和5年度は1件だった。令和4年度が3件だったので減少している。全国的には重大事態は増加している。

委 員：認知の仕方について教職員への周知の方法を具体的に何か教えほしい。もう1点、北九州のいじめ解消率はかなり高いと思っているが、秘訣があるか。

事務局：校長会等で学校長にいじめの認知の仕方等の考え方を伝え、学校長から各学校の職員に周知する。加えて、各先生方に直接、いじめの認知の仕方等をまとめた資料を配付した。また、文部科学省が行っているいじめに関する研修を生徒指導主事・主任には悉皆で受講させ、その研修をオンデマンドにして、全教職員に配信した。

2点目、解消率が高い理由としては、いじめの発生から、見守りを経て、解消に至るまで、毎月学校からいじめの実態調査という報告書を提出させ、起きたことに対して学校がどう取り組んでいるかを教育委員会が把握している。毎月学校から報告書を提出してもらい、例えば、謝罪は終わったがその後の保護者への再発防止にかけての取組に関して理解をいただけていないというような状況や、謝罪という部分でお互いの関係児童生徒が納得いかに難航しているというような状況も含めて、毎月報告をさせている。解消に向けての取組で行き詰まった場合には、直接担当の指導主事が入って指導助言や、場合によっては、保護者と会う席に同席をして、理解を求めるといった、1件1件、丁寧できめ細かな対応を心がけていることが理由と考えている。

委員：逆に、このような対応をしていると、先生の負担を増やしてしまうのではないか。現在の社会情勢、教員の不足という中で、これ以上丁寧に対応すると負担になると心配して発言した。意見である。

もう1点、ぽかぽかポストであるが、ポジティブとか前向きなこととか、いわゆるストレングスのところに視点を当てていくことは、集団の中で非常に重要なこと。その中で、児童生徒たちが、この点がよかったと素直に出せるような環境づくりをしていくというのは、非常によいと思った。

委員：重大事態は、令和4年度3件、令和5年度1件起こっているということは、各学校のいじめ問題対策委員会で認知から漏れている事案だと思う。認知件数が少ない学校は、この委員会の議事録とかあるのか。こういう会議が形骸化して、実働していない可能性がある。毎回の定例報告だけで終わっているとか、認知数が少ない学校にあり得ると思う。そういうところに対しての対策はあるのか。いじめ防止基本方針があるが、それを実行してなかったら本当に役に立たない。確認はどうしているか。

事務局：指導主事が、いじめの認知件数が減少した学校、またはゼロだった学校に行くと、取組や対応状況を把握し、必要に応じて研修を行った。その研修の際に、校内いじめ対策委員会で組織として認知する、認知したものについて報告を挙げるという認知の仕組みや、この対策組織の活用の仕方というのを指導・助言した。

議事録については、雛型を作成し、各学校に配付している。これを基に会議を開いて、いじめが重大事態に当たるか否かを判断することをお願いしている。

委員：各学校にいじめの担当がいるのか。また、ソーシャルワーカーはどのような形で各学校に入るのか、教育委員会から派遣するのか。

事務局：各学校には、いじめ担当専門という形での職員は配置されていない。生徒指導主事・主任という校務分掌があり、いじめも担当している。

スクールソーシャルワーカーは、教育委員会からの派遣という形で、各学校に入る。常駐ではない。

委員：いじめを認知することが、学校の負担になるのではないか。負担になるから認知したくないということはないか。

事務局：いじめの対応は、先生1人で抱え込まないということを大前提としている。いじめを認知すれば必ずいじめ対策組織で対応していく、管理職もしくは生徒指導主事・主任など、いろんな人が関わって対応する。子どもがいじめられている場合は、その子どもを守り抜くという気持ちで対応にあたっている。

認知件数の増加は全国的な傾向で、文部科学省も積極的な認知が、大事にならないための第1の方策としている。毎月実態調査をしているが、報告内容を簡略化したり、学校に入った際に詳しく聞いたりして、負担軽減には努めている。学校には、見逃すことによって、事案が大きくなって、重大事態とか、保護者に理解が得られないような状況になる前の対応を呼びかけている。

委員：いじめの解消についての定義で、被害児童生徒が精神的苦痛を感じていないこととある。この要件は非常に抽象的で、なおかつ主観的なものなので、この要件をクリアするという判断は非常に難しい。要件をクリアするというのは最終的に誰が判断するのか。

事務局：3ヶ月間いじめの事案というものが発生していないことが確認できること、そして確認できた段階で、被害児童生徒、保護者の方に、いじめに対しての不安はないかを確認し、「ない」となれば解消となる。

委員：出口が見えないようないじめ事案について対策、方針はあるのか。

事務局：出口が見えないような事案に関しては、いじめ重大事態として、第三者による調査をすることによって、事案の全容解明を図る。そのような提案をすることがある。

委員：いじめ重大事態の調査結果の公表基準について、時間や期間の制約はできないか。難しいのは承知しているが、今後検討する必要があると考える。保護者の不安と時間は比例したり反比例したりする場合がある。可及的速やかに丁寧な対

応を心がけていく必要があると思うが、長くなると不信感につながることもある。このことについて議論ができればと思う。記録もお願いします。